

## インターネットメールアドレスについて

本学園では2001年度より、在学生全員にインターネットメールのアドレスを貸与することとしました。正しく利用することにより、学生生活がより有意義なものとなるよう期待します。キャンパス内ではiパーク、図書館、コンピュータ実習室などで簡単にアクセスできます。インターネットは居ながらにして世界にアクセスできる便利なものですが、公共の場と同じですから以下の規定を遵守して活動に役立ててください。

### 香川栄養学園情報ネットワーク 学生利用規程

- 第1条 (目的) 本規程は、女子栄養大学大学院、女子栄養大学、女子栄養大学短期大学部、および香川栄養専門学校(以下「学生利用者」)が香川栄養学園情報ネットワーク(以下「学園ネットワーク」という)を利用する際に必要な事項を定め、情報ネットワークの円滑な利用を図ることを目的とする。
- 第2条 (利用目的) 学園ネットワークは、教育、研究、就職、課外活動など学内の諸活動を円滑に遂行することを目的として利用するものとする。
- 第3条 (利用責任) 学園ネットワークの利用により発生した損害については学生利用者自らが責任を負い、香川栄養学園は賠償の責を負わない。
2. 学園ネットワークの利用により学生利用者が第三者に損害を与えた場合は、学生利用者および保証人の責任により解決することとし、香川栄養学園はその責を負わない。
- 第4条 (利用資格) 学生利用者の学園ネットワークの利用にあたっては、本規程を遵守し、所定の講習を受けなければならない。
- 第5条 (メールアドレスとパスワードの管理) 学生利用者は、自らのメールアドレスとパスワードを責任を持って管理しなければならない。
2. 譲渡、貸与、売買、交換、共有などによってメールアドレスを本人以外が使用してはならない。
3. いかなる場合でもパスワードを他人に知らせてはならない。
- 第6条 (禁止行為) 第5条2項および3項のほか、学園ネットワークを利用して以下に掲げる行為をしてはならない。
1. 営利を目的とする行為。
  2. 特定の政治・宗教・営利団体の支持または不支持の宣伝および公職選挙法に違反する行為。
  3. 無限連鎖講(ねずみ講)を開設したり、これを勧誘する行為
  4. 虚偽あるいは不確かな情報を流布する行為。
  5. 猥褻、暴力、売春、残虐、冒瀆的な行為・発言など公序良俗に反する行為。
  6. 詐欺や脅迫、他人を誹謗中傷する行為。
  7. 他人のプライバシー、肖像権、権利、財産、信用、名誉、および秘密を侵害したり、毀損する行為。
  8. 他人の著作権、商標権および特許権等の知的財産権、その他の財産権を侵害する行為。

9. コンピュータウイルスなど有害なプログラムを作成 配布する行為。
10. 無差別あるいは大量にいたずらメール等を送信する行為。
11. 他人を詐称してネットワークを利用する行為。
12. 他人のファイルやメールを本人の同意を得ずに閲覧 使用 配布 改ざん 破壊するなどの行為。
13. 学園ネットワークおよび他のネットワーク上にある使用を認めていない情報やファイルを閲覧 入手 配布 改ざん 破壊するなどの不正アクセス行為。
14. ネットワークの維持 管理 運営 利用に支障を来す危険性のある行為。
15. 本学に不利益を与える行為。
16. 情報教育委員会が利用目的に照らし、相応しくないと認めた行為。
17. その他、学則、法律および条約に違反する行為。

第7条 (施設の利用) i パーク 図書館、コンピュータ室、駒込情報処理室、研究室などの情報機器を利用し、または自らのコンピュータを学園ネットワークに接続する場合には、各施設の利用規程および管理者の指示に従う

第8条 (届け出) 以下の事態が発生した場合は、直ちに情報ネットワーク担当に届け出なければならない。

1. メールアドレスやパスワードを紛失したり不正に使用された場合。
2. 学園ネットワークの不通などトラブルが発生した場合。
3. 第6条に掲げた禁止行為を発見した場合。

第9条 (学園ネットワークの停止) 学園ネットワークに異常が発生した場合または管理・運営上必要がある場合は、学園ネットワークを停止することがある。学園ネットワークの停止に伴って発生した損害に対して香川栄養学園は一切の賠償責任を負わない。

第10条 (調査) 学園ネットワークの運用 管理を妨げることにより、または学園ネットワークの使用により犯罪などの危害もしくは損害が発生した場合、またはこれらのおそれがある場合、管理者は必要な調査を行うことができる。

第11条 (利用の停止) 本規程に違反した場合は、教育に支障がない範囲で学園ネットワークの使用を停止することができる。

2. 本規程に著しく違反した場合は、学則や関係法令に定められた処罰の対象となる。

第12条 (その他) 本規程に定めのない事項の取り扱い、および本規程の運用は、情報教育委員会において審議 決定する。

第13条 (改廃) 本規程の改廃については、情報教育委員会の議を経て、学園ネットワーク会議が定める。

附則 本規程は、2001年4月1日から施行する。